

小城市 出前講座

# 小城市の子育て支援について

令和7年（2025年）7月28日（月）



ようかん右衛門

佐賀県小城市



こい姫

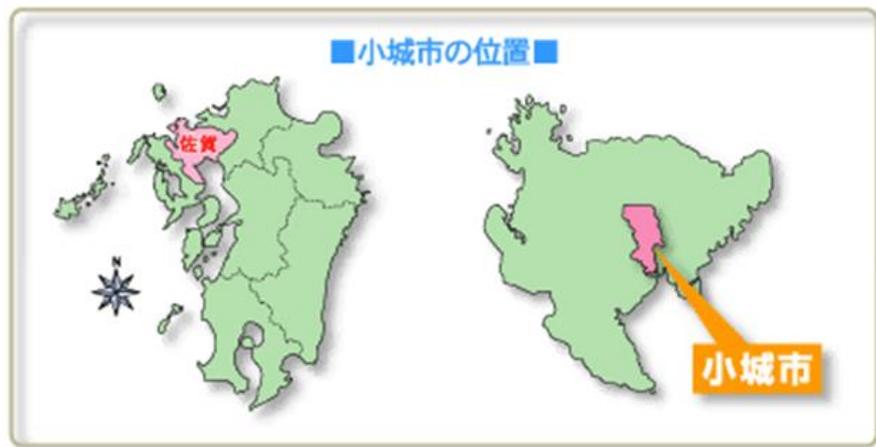
本日の、出前講座では、

1. 小城市の概要
2. こども家庭センターについて
3. 事業の紹介
4. 児童虐待、DVについて

お話ししたいと思います。  
どうぞ、よろしくお願いします。

# 1. 小城市の概要

# 小城市の概要



平成17年（2005年）3月1日

小城郡4町が合併し

『小城市』誕生

人口：43,929人

世帯数：17,780世帯

【令和7年(2024年)6月末住基】

面積：95.81km<sup>2</sup>

市の花：さくら

市の木：桜

特産品：羊羹・米・海苔

保育・幼児教育施設：19施設

小学校：8校、中学校：4校

高校：2校、大学1校

## 誇郷幸輝

～みんなの笑顔が輝き 幸せを感じる ふるさと小城市～

第2次小城市総合計画を推進していくことで、  
実現を目指すまちの姿（将来像）です。

市民が、目指しているまちの姿をイメージしやすく、  
将来に向けた希望を持つことが出来るように、まち  
づくり全体の目標として設定しています。

# 小城市総合計画 10の政策



## こどもが自分らしく笑顔で育つまち ～こどもは、小城市のたから～

「自分らしく」 = こどもの権利が守られる  
「笑顔で」 = 幸福な生活を送ることができる  
「育つ」 = 適切な養育のもと健全に成長する

- 基本方針1 成長に応じて切れ目なく支援する
- 基本方針2 全てのこども・若者の幸せを支援する
- 基本方針3 こども・若者と子育て当事者を社会全体で支える
- 基本方針4 安心して子育てできる環境をつくる

## 2. こども家庭センターについて

# 小城市こども家庭センター

令和7年4月に開設  
センターでは、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。  
妊娠や出産、こどもや子育てに関する相談や、虐待・ヤングケアラーなど  
様々な相談を受ける機関です。

## 各係の主な仕事

### 母子保健係

- ・乳幼児健康診査
- ・定期予防接種
- ・妊娠・出産・育児相談等

### こども家庭相談係

- ・支援が必要なこどもや家族の相談・支援
- ・虐待やDV被害に対する相談・対応
- ・妊婦・産婦健康診査

### 子育て支援係

- ・児童手当や児童扶養手当などの支給
- ・こどもの医療費などの医療費助成
- ・子育てサロンや児童センターの運営

# 3. 事業の紹介

# ライフステージ別の支援

## 基本方針1 成長に応じて切れ目なく支援する

### 1 こどもの誕生前から幼児期

#### 妊婦健康診査・産婦健康診査

妊娠中の健康診査（14回）、産後1か月以内の健康診査（2回）

妊娠中や産後間もないころの病気や心の不調を早期に発見し、安心・安全な出産や育児をするための支援を行う。

#### 乳児健康診査・1歳6か月、3歳児健康診査

それぞれの年齢児に対し健康診査を行い、病気や発達の遅れの早期発見や指導を行い、乳幼児の健康の保持増進につとめる

#### 地域子育て支援拠点事業

子育て世代の方に対し、講座や広場事業を通して、子育てに対する相談や情報提供をおこない、様々な子育て支援へつなげていく（市内4か所で実施）

## 2 学童期・思春期・青年期

### 児童センター

乳幼児から高校生までの居場所として、施設を運営している。  
児童対象の講座や音楽スタジオもあり、児童の交流施設として機能している。

### スクールカウンセラーの設置

個別に児童の相談を受けれるよう、専門のカウンセラーを配置し、悩んでいるこども達に寄り添いながら、心のケアにつとめていく。

### ヤングケアラー対策

本来、大人が行うべき家事やお世話を日常的に行うことによって、こども自身が学業や友人関係、心身の不調等を起こしている方に対し、適切な支援へつなげていく。

# ライフステージを通じた支援

## 基本方針2 全てのこども・若者の幸せを支援する

### 1 多様な遊び・体験の機会づくり

#### 公園・こどものあそび場の充実

市内にある複数の公園等の管理や施設の更新を行い、こども・若者の健康の増進に努めていく。

#### スポーツ活動の支援

市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」それぞれの立場で関わっていきけるよう、会場の提供や競技団体との連携を図っていく。

## 2 困難な状況にある子どもや家庭への支援

### 発達障がい等支援事業

発達の遅れや困り感、不安を持った子どもとその保護者を対象に相談会等を開催し、早期発見・早期療育につなげる。

### 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

育児不安や虐待の疑いがある場合に、関係機関と連携しながら、訪問を行ったりしながら、必要な支援等へつなげていく。

### 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に不安や負担を抱えている子育て世帯へ訪問し、家事・育児支援をしながら家庭が抱える不安や悩みを聞き、必要な支援につなげていく。

### 3 こどもの安全をまもる取組

#### 公共施設のバリアフリー化

公共施設のバリアフリー化を進めることによって、乳幼児がいる世帯や障がいがある方も外出しやすいまちづくりをすすめる。

#### 小児救急医療支援事業

休日・夜間の小児科医を確保していくことにより、乳幼児の急病時における保護者の不安の軽減を図っていく。

#### 学校等での防犯教室、情報モラル学習会

防犯教室の実施やインターネットトラブル等を防ぐための学習会を実施し、トラブルに巻き込まれないようや予防・知識をつけていく。

# こども・若者と子育て当事者への支援

## 基本方針3 こども・若者と子育て当事者を社会全体で支える

### 1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減

#### 児童手当の支給

高校生年代までのこどもを養育している保護者に支給する。

#### 子どもの医療費助成事業

こどもの健やかな育成と子育て世帯の経済的な負担軽減のため、こどもの医療費の一部を助成する。（令和7年4月から18歳年度末まで対象拡大）

#### 幼児教育・保育の無償化

3歳～5歳までの幼稚園、保育園等を利用するこどもたちの利用料が無償化されている。

## 2 地域の子育て支援と家庭教育・保育支援

### ファミリーサポートセンター事業

子育てを支援できる方と支援を受けたい方を結び付けながら、様々な子育てサービスを実施していく、相互支援組織。

### 育児サークル・子育てサロン

就学前の子どもや家族を対象として、サークル活動やサロン事業を行い、育児相談や情報提供、同世代の子育て世帯の交流の場を提供していく。

### こども誰でも通園制度（令和8年度から実施予定）

こどもの健やかな成長、保護者の育児負担の軽減等を目的として、保育園に通っていない3歳未満のこどもが月一定時間、誰でも柔軟に通園できる制度。

### 3 ひとり親家庭への支援

#### 児童扶養手当の支給

18歳年度末までの児童がいる母子（父子）家庭の母（父）などに支給する。

#### ひとり親家庭等医療費助成事業

母子（父子）家庭の母（父）及び児童が医療機関にかかった際、医療費の自己負担金の一部を助成する。

#### ひとり親家庭等の相談

専門の支援員が母子（父子）家庭の子育てや就業の相談などに対し、必要な支援につなげていく。

# 第3期小城市子ども・子育て支援事業計画

## 基本方針4 安心して子育てできる環境をつくる

### 地域子ども・子育て支援事業

#### 乳幼児全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の状態などを確認し、養育の相談や子育て支援の情報提供を行う

#### 養育支援訪問事業

育児ストレスや産後うつなどの問題で子育ての不安や養育支援が必要な家庭に対し、専門の職員が養育に関する指導・助言を行う。

#### 病児・病後児保育事業

こどもが病気のために保育園や幼稚園に預けられない場合、小児科に併設した病児・病後児保育室で、一時的に保育する事業

## 4. 児童虐待、DVについて

# 児童虐待とは

## ◆児童虐待って？

児童虐待とは、保護者が子どもに対して行う、「子どもの心身を傷つけたり、健全な成長・発達を損なう行為」を言います。時には子どもの生命を脅かすこともあります。

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待

## ◆これも児童虐待

- ・保護者以外の同居人による虐待を放置すること⇒ [ネグレクト]
- ・子どもの目の前でDV(配偶者等への暴力)を行うこと⇒ [心理的虐待]

## ◆ヤングケアラーについて

本来大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どもを、ヤングケアラーといいます。

子どもとして守られるべき権利が侵害される場合は、注意が必要です。

◆児童虐待の早期対応を目指し、下記のとおり通告等の勧奨を行っています。

◆「もしかして虐待では・・・と思ったら、迷わず連絡を」

児童虐待は、家庭という外部の目の届きにくい場所で起きるため、虐待を見つけることは大変困難です。「いつも叫び声や泣き声が聞こえる」、「顔や体にあざがある」、「身体や洋服がいつも汚れている」、「季節に合わない服装をしている」、「子どもを残してよく外出している」などの兆候を見つけたり、気づいたりしたときは、児童相談所や小城市(こども家庭課)に相談(通告)しましょう。

※相談・通告の誤報に対しての罰則はありません。相談者のプライバシーは守られます。

◆【連絡先】

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| ・佐賀県中央児童相談所(佐賀市天佑一丁目8-5) | TEL 26-1212 |
| ・こども家庭課  こども家庭相談係        | TEL 37-6107 |
| ・児童相談虐待対応ダイヤル            | TEL 189     |

# DVとは

## ◆DV(ドメスティックバイオレンス)って？

夫婦やパートナー(以前親しい関係にあった人)から受ける暴力

相手を力で支配し、自分の思い通りにコントロールするために暴力をふるう

## ◆これもDV

恋人関係にある人から受ける暴力⇒デートDV

身体的暴力

精神的暴力

経済的暴力

性的暴力

## ◆性的暴力による影響

- ・性感染症
- ・思いがけない妊娠、中絶
- ・望まない結婚

## ◆DV被害者の方のための相談・支援について

DV被害については、被害者だけで解決することは大変難しい状況であります。市役所や女性相談支援センター等、複数の支援機関が存在しております。電話や面談など、被害者本人の希望に合わせた相談をすることができます。

### ◆【相談先】

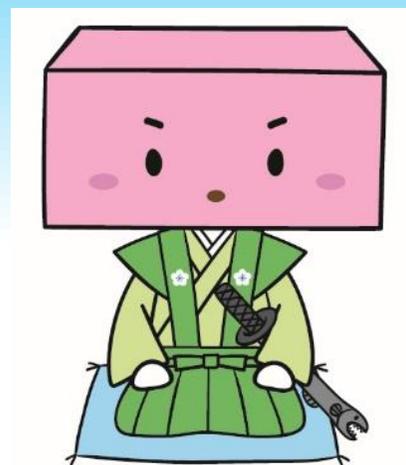
- ・配偶者・暴力相談支援センター TEL 28-1616
- ・アバンセDV総合対策センター TEL 23-3636
- ・DV相談プラス(内閣府) TEL 0120-279-889(24時間)
- ・性暴力救済センター・さがmirai TEL#8891
- ・小城市こども家庭課 TEL37-6107

## 最後に

小城市では、今回紹介したような、子育て支援事業を実施していますが、今後もさらに、「子育て支援の充実」を図りたいと考えています。

皆さんが、もし、小城市に住むとしたら、どのような子育て支援があれば嬉しいか、また、小城市の政策や施策を実現させるためには、どのような事に取り組みが良いと思うか、ぜひ、考えてみてください！

ご清聴ありがとうございました



問い合わせ先

小城市役所 福祉部 こども家庭課 土井・石井

TEL 0952-37-6107 ✉ [kodomokatei@city.ogi.lg.jp](mailto:kodomokatei@city.ogi.lg.jp)